

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

**新潟県人事委員会規則第6-1851号**

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第6-224号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（期末手当の支給を受ける職員）</p> <p><b>第2条</b> 一般職員給与条例第25条第1項前段及び市町村立学校職員給与条例第26条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、これらの規定に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（一般職員給与条例第25条の2各号及び市町村立学校職員給与条例第26条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p>	<p>（期末手当の支給を受ける職員）</p> <p><b>第2条</b> 一般職員給与条例第25条第1項前段及び市町村立学校職員給与条例第26条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、これらの規定に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（一般職員給与条例第25条の2各号及び市町村立学校職員給与条例第26条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 非常勤職員（一般職員給与条例第39条又は市町村立学校職員給与条例第40条の5の規定の適用を受ける職員をいう。）</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p>
<p>（特定幹部職員としない職員）</p> <p><b>第5条の3</b> 一般職員給与条例第25条第2項の規則で定める職員は、管理職手当に関する規則（規則第6-118号）の規定による管理職手当に係る区分が1種、2種又は3種の職（政策企画課長、秘書課長、人事課長及び財政課長の職を除く。）を占める職員（休職にされている職員のうち一般職員給与条例第38条第1項に該当する職員以外の職員及び外国派遣職員を除く。）以外の職員とする。</p>	<p>（特定幹部職員としない職員）</p> <p><b>第5条の3</b> 一般職員給与条例第25条第2項の規則で定める職員は、管理職手当に関する規則（規則第6-118号）の規定による管理職手当に係る区分が1種、2種又は3種の職（総括政策監、政策課長、秘書課長、人事課長及び財政課長の職を除く。）を占める職員（休職にされている職員のうち一般職員給与条例第38条第1項に該当する職員以外の職員及び外国派遣職員を除く。）以外の職員とする。</p>
<p><b>第5条の5</b> 一般職員給与条例第25条第5項の管理又は監督の地位にある職員は、次に掲げる職員（<u>第2号及び第3号に掲げる職員にあつては、休職に</u></p>	<p><b>第5条の5</b> 一般職員給与条例第25条第5項の管理又は監督の地位にある職員は、次に掲げる職員（<u>第2号から第4号までに掲げる職員にあつては、休</u></p>

<p>されている職員のうち一般職員給与条例第38条第1項又は市町村立学校職員給与条例第40条第1項に該当する職員以外の職員を除く。)とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p><b>第6条 (略)</b></p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) <u>第2条第3号、第4号及び第7号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>非常勤職員（一般職員給与条例第39条若しくは第39条の2又は市町村立学校職員給与条例第40条の5若しくは第41条の規定の適用を受ける職員に限る。）として在職した期間については、その全期間</u></p> <p>(4) <u>育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が2箇月以下である職員を除く。）並びに第2条第8号、第10号及び第11号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員（当該育児短時間勤務の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が2箇月以下である職員を除く。）又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（育児休業条例第15条又は第16条の規定により読み替えられた一般職員給与条例第7条第1項又は市町村立学校職員給与条例第6条第1項に規定する算出率をいう。第12条第2項第5号において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間</u></p> <p>3 前項第3号に掲げる職員で勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者、公務傷病等による休職者（一般職員給与条例第38条第1項及び市町村立学校職員給与条例第40条第1項の規定を受ける職員をいう。以下同じ。）、私傷病等による休職者（一般職員給与条例第38条第2項及び第3項並びに市町村立学校職員給与条例第40条第2項及び第3項の規定を受ける職員をいう。以下同じ。）で</p>	<p>職にされている職員のうち一般職員給与条例第38条第1項又は市町村立学校職員給与条例第40条第1項に該当する職員以外の職員を除く。)とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p><b>第6条 (略)</b></p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) <u>第2条第3号から第5号まで及び第8号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が2箇月以下である職員を除く。）並びに第2条第9号、第11号及び第12号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員（当該育児短時間勤務の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が2箇月以下である職員を除く。）又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（育児休業条例第15条又は第16条の規定により読み替えられた一般職員給与条例第7条第1項又は市町村立学校職員給与条例第6条第1項に規定する算出率をいう。第12条第2項第4号において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間</u></p> <p>3 <u>第2条第4号に掲げる職員で勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者、公務傷病等による休職者（一般職員給与条例第38条第1項及び市町村立学校職員給与条例第40条第1項の規定を受ける職員をいう。以下同じ。）、私傷病等による休職者（一般職員給与条例第38条第2項及び第3項並びに市町村立学校職員給与条例第40条第2項及び第3項の規定を受ける職員をいう。以下同じ。）</u></p>
--	--

<p>あつた期間については、前項の規定にかかわらず、除算は行なわない。</p> <p>(勤勉手当の支給を受ける職員)</p> <p><b>第8条</b> 一般職員給与条例第26条第1項前段及び市町村立学校職員給与条例第27条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、これらの規定に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（一般職員給与条例第26条第5項において準用する一般職員給与条例第25条の2各号及び市町村立学校職員給与条例第27条第3項において準用する市町村立学校職員給与条例第26条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第2条第3号、第4号、第7号、第8号、第10号及び第11号</u>のいずれかに該当する者</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p><b>第12条</b> (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) <u>第2条第3号、第4号、第7号、第8号、第10号及び第11号</u>に掲げる職員として在職した期間</p> <p>(2) <u>第6条第2項第3号</u>に規定する職員（勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。）として在職した期間</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p>	<p>であつた期間については、前項の規定にかかわらず、除算は行なわない。</p> <p>(勤勉手当の支給を受ける職員)</p> <p><b>第8条</b> 一般職員給与条例第26条第1項前段及び市町村立学校職員給与条例第27条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、これらの規定に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（一般職員給与条例第26条第5項において準用する一般職員給与条例第25条の2各号及び市町村立学校職員給与条例第27条第3項において準用する市町村立学校職員給与条例第26条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第2条第3号から第5号まで並びに第8号、第9号、第11号及び第12号</u>のいずれかに該当する者</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p><b>第12条</b> (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) <u>第2条第3号から第5号まで並びに第8号、第9号、第11号及び第12号</u>に掲げる職員（<u>同条第4号</u>に掲げる職員にあつては、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。）として在職した期間</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p>
--	--

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。